

改定 ST 基準Q&A(改定 ST 基準説明会での質疑応答及び照会事項)

	質 問	回 答
第 1 章 a)	「押手棒付の足踏式自動車」はST基準の対象となるが、子供の成長に合わせて押手棒を外すタイプのは ST マーク商品の対象から外れるのか。	現在のところ、ST マーク商品の対象から外れるものと考えている。 なお、ST マークの対象商品は SG マーク対象の商品を除外しており (SG 制度でそれぞれに詳細な仕様が設定されているため)、このことから本件商品も ST マーク対象から除外するものであるが、当該商品が SG マークの対象でないときは、ST マークの対象商品として取り扱う。
4.4.1	「クレヨン」は小部品の除外項目から外れたのか。	現行 ST 基準と同様に、クレヨンも小部品基準の対象となる。
〃	スポンジがちぎれた場合も、4.4.1の「発泡材や削りくずの欠片を含む玩具の破片」に該当するのか。	該当する。
〃	「取り外し可能な構成部品」は、工具を使わないうで取り外すとして、子どもの手で取り外すことを想定しているのか、大人の手で取り外すことを想定しているのか。 (例：子どもの手では解けないと思われるほどしっかりと玩具本体に結わい付けられた紐はどう判断するのか。)	取り外し可能な構成部分は、「工具を使用せずに玩具から取り除くことを意図している部品又は構成部分」(3.13 定義)とあり、左記の「しっかりと結ばれた紐」は取り外すことを意図していないため、取り外し可能な構成部分には該当しない。 なお、紐が外れることで何らかの危険が想定される場合には、長年の使用により結び目が緩むことが無いような措置が求められるケースも考えられる。
4.8.1	突起(タイヤやホイールキャップの扱い)	タイヤやホイールキャップは「車軸(突起)」を保護する機能があるが、4.8.1の「突起の保護キャップ」には該当せず、同項の濫用試験は実施しない。
4.11	コード(ベルクロの扱い)	玩具から取り外すことができるベルクロ付などのベルトは、4.11 g)の「自由端をもつコード」とする。

4.15.2	電動で動く、スピードの遅い乗用玩具(最大速度 1.5m/秒)はどのように動的強度試験を行うのか。	2m/秒の規定の条件で試験する。 (なお、電動乗用玩具の最大速度は 2.2m/秒 (8km/時) までを考えており、そのような玩具の申請があった際には、その旨の基準を追加する。)
4.16.1 換気	空気穴に網を使う場合、面積の計算でどのように取り扱うのか。	「650mm ² の開口部二つ分に相当すること」が要求事項なので、網の糸の面積は除くことになる。具体的には、「網の開口率」考慮して空気穴の面積を計算する。開口率が不明の場合には、糸の太さとピッチ(糸と糸の間隔)を測定し開口部の面積を計算する。 開口率(開孔率) = (「ピッチ」÷「網の開き目」) ² 例：10mm 間隔で幅 1mm の糸がある網なら、開き目 10mm ×10mm のうち、9mm×9mm が空間なので、開口率は 81%となる。
4.18 発射体	アイスクリームコーンの形をしており、コーンに付いているつまみを操作するとスポンジ製のアイスクリーム部分が飛び出す玩具は、発射体に該当するのか。	アイスクリームとコーンは、細い糸(長さ約 45cm)で連結されているため、糸の長さだけ飛ぶ。長さは約 45cm の短い距離ではあるが、その間は自由飛行状態と考えられるため、「蓄積エネルギーを有する発射体付玩具」に該当する。
4.18.1 発射体	リモコンヘリは発射体に該当するのか。	リモコンヘリは自由飛行しないので発射体に該当しないが、「手指や身体を挫傷する危険を呈する場合には、それを防ぐように囲むこと」(4.13.3)から、そのローターは、周辺部がリング形状となるように設計する。
4.21	シャボン玉液の容器は、「液体の詰まった玩具」に該当するのか。	「第5章に従った関連試験を終了した後に、接触できない液体の詰まった玩具」に該当しないため、シャボン玉液の容器はこの基準に該当しない。
4.22	吹き戻しや笛付き風船(プロ野球応援用のいわゆるジェット風船)などは、「口で操作する玩具」に該当するのか。	該当する。

4.23 音響 玩具	電話玩具（ダイヤルの戻る音が自動のもの）は、音響玩具の対象となるのか。	電話玩具：ダイヤルを回す動作音は筋肉動作による音になるが、回した後にダイヤルの戻る音は筋肉動作ではなく、「自動」で戻るので音響基準の対象となる。
5.12.5 過加重 試験	乗物玩具や座席のある玩具は、対象年齢を記載していない場合は、140 kgの荷重を架けて試験するのか。	対象年齢の記載がない場合は、140 kgの荷重をかけることになるが、商品の特性から96ヵ月未満の子供を対象としていることが明らかなものは、80 kgの荷重で試験をする。
6 包装	ブリスターも「プラスチック・シート」に該当し、要求事項の適用を受けるのか。	適用対象となる。 ただし、基準は「平均厚さ 0.038mm 以上」なので、ほとんどのブリスターは基準に適合すると思われる。 (なお、100mm×100mm より小さいものや、一定の面積の空気穴があるものなども対象外である。)
7.2 警告 表示	現在、3歳以上の子供を対象とする玩具であって小部品等を含んでいるものに係る義務的注意表示は、「窒息」「誤飲」に関して二文に分かれているが、改定案ではこれを7.2.4.1で一文にまとめた警告表示となっている。 改定施行以降は、この一文にまとめた表記に改める必要があるか。	改定基準に拠る場合は、7.2.4.1の一文にまとめた表現を使用して頂きたい。 なお、表現については、趣旨内容が同じであればよく、一文字でも違ってはいけないということではない。
第2部 4.4	段ボール製の家の玩具も、可燃性の試験を受けるのか。	試験方法は一次的には繊維を対象としているが、リスクを考えて、段ボールも試験する。